

## 島根県再生可能エネルギー講師派遣支援事業費補助金交付要綱

### (通則)

第1条 島根県再生可能エネルギー講師派遣支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この要綱は、県民及び事業者へ再生可能エネルギーの導入を推進するため、再生可能エネルギーに関する専門的な情報の提供等を行う島根県再生可能エネルギー講師派遣支援事業費補助金に係る必要な事項を定めるものとする。

### (交付の対象)

第3条 講師派遣支援の対象は、市町村、県内に事業所を有する事業者等（「市町村等」という。）が主催する再生可能エネルギーの講演会、シンポジウム、研修会等において、営利を目的としないものであり、市町村等が直接講師等に支払うものに限る。

### (補助金の額)

第4条 県は、予算の範囲内において、市町村等に対して講演会、シンポジウム、研修会等に要する経費の一部を下表により補助する。

対象経費	補助金の額
講師の謝金	市町村等の実支出額又は講師1人1時間当たり5,100円のいずれか低い額
講師の旅費	市町村等の実支出額
使用料及び賃借料	市町村等の実支出額

2 補助金の額は、前項の対象経費の合計額から寄付金、参加料その他収入の額を控除した額以内とする。

### (交付申請)

第5条 講師の派遣支援を希望する市町村等は、原則として派遣を希望する日の30日前までに、島根県再生可能エネルギー講師派遣支援事業費補助金申請書（様式1号）（以下「講師派遣支援事業申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

2 講師の派遣支援を希望する市町村等は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれ

る消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定及び通知）

第 6 条 知事は、講師派遣支援事業申請書を審査し、講師派遣支援を承認（不承認）した場合は、講師派遣支援を申請した市町村等に対して速やかに島根県再生可能エネルギー講師派遣支援事業費補助金承認（不承認）決定通知書（様式 2 号）により通知する。

（交付の条件）

第 7 条 講師派遣の支援を受けた市町村等は事業を変更（中止・廃止）しようとする場合には、次の各号に掲げる事項について、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第 3 号）を知事に申請し、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。知事は、承認する場合において、必要に応じて条件を付することができるものとする。

- （1）補助対象経費を変更するとき（ただし、対象経費の合計額から寄付金、参加料その他収入の額を控除した額の 30 パーセント未満の範囲で減額する場合を除く。）。
- （2）補助事業の内容を変更するとき（ただし、補助事業の目的に反しない軽微な変更を除く。）。
- （3）補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- （4）補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったとき。

2 知事は、前項の書類の提出があったときは、島根県再生可能エネルギー講師派遣支援事業費補助金変更承認（不承認）決定通知書（様式第 4 号）により講師派遣の支援を受けた市町村等に通知するものとする。

（実績報告）

第 8 条 講師派遣の支援を受けた市町村等は、当該事業に係る活動が完了したとき、その完了の日から 14 日以内に島根県再生可能エネルギー講師派遣支援事業費補助金実績報告書（様式 5 号）を知事に提出しなければならない。

2 講師派遣の支援を受けた市町村等は、前項の実績報告書を提出するに当たって、消費税額等仕入控除税額が明らかでない場合には、これを減額して報告しなければならない。

3 講師派遣の支援を受けた市町村等は、第 1 項の実績報告書の提出後に消費税及び地方消費税の申告により消費税額等仕入控除税額が確定した場合には、島根県

再生可能エネルギー講師派遣支援事業費補助金に係る消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書（様式第6号）により速やかに報告するとともに、知事の返還命令を受けて、消費税額等仕入控除税額の全部又は一部を返還しなければならない。

（補助金の額の確定及び支払）

第9条 知事は、前条の実績報告書の提出があったときは、実績報告書等の書類の審査を行い、適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、市町村等に対して、速やかに確定通知書により通知する。

2 本補助金は、前項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

（暴力団の排除）

第10条 知事は、申請者が次の各号にいずれかに該当する場合は、補助対象者としてしない。

（1）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

（2）暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）

（3）暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの。

2 知事は、補助金交付の決定を受けた者が、前項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（書類の整理、保存）

第11条 講師派遣の支援を受けた市町村等は、補助事業に係る収入及び支出を記載した帳簿を作成するとともに、その証拠となる書類を整備し、当該補助事業終了後5年間保存しておかなければならない。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 島根県再生可能エネルギーアドバイザー派遣制度設置要綱（平成27年地第568号）は、廃止する。

様式1号（第5条関係）

文 書 番 号  
令和 年 月 日

島根県知事 様

住 所  
氏 名  
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

島根県再生可能エネルギー講師派遣支援事業費補助金申請書

下記のとおり、講師派遣支援事業費補助金を受けたいので申請します。

記

1 申請団体の設立の目的

--

※定款（写）、会社案内を添付すること。 ※申請者が市町村の場合は、記載不要。

2 講師派遣支援の内容

研修会等の名称	
研修会等の目的	
研修会等の内容	
研修会等の成果 目 標	(この研修会を行う必要性及び理由、現状及び問題点、再エネ導入推進のため期待される効果を記載すること)

研修会等の開催日	令和 年 月 日 ( ) 時 分～ 時 分	
会場	施設名称：	
	住所：	
研修会等の参加対象者		
種類	<input type="checkbox"/> 講演会 <input type="checkbox"/> シンポジウム <input type="checkbox"/> 研修会 <input type="checkbox"/> 技術指導 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
参加人数	人 ※予定数で可	
講師の氏名・住所、講義内容	氏名	
	住所	
	講義等の内容	
支援希望額	講師謝金：	円
	旅費：	円
	使用料及び賃借料：	円

※支援希望額については、講師謝金、旅費、使用料及び賃借料とも内訳がわかるものを添付すること。

### 3 担当者連絡先

所属	
職・氏名	
電話番号	
FAX番号	
E-mail	

文 書 番 号  
令和 年 月 日

様

島根県知事 ○ ○ ○ ○

島根県再生可能エネルギー講師派遣支援事業費補助金  
承認（不承認）決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった講師派遣支援事業費補助金について、下記のとおり支援する（支援しない）こととしたので通知します。

記

研修会等の名称	
日 時	令和 年 月 日（ ） 時 分～ 時 分
会 場	施設名称：
	住 所：
講 師 等 氏 名	
補 助 金 額	講 師 謝 金： 円
	旅 費： 円
	使用料及び賃借料： 円
(支援しない理由)	

様式第3号（第7条関係）

文 書 番 号  
令和 年 月 日

島根県知事 様

住 所

氏 名

（団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

島根県再生可能エネルギー講師派遣支援事業費補助金

変更（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号をもって補助金の承認決定通知のあり  
ました事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、島根県再生可能  
エネルギー講師派遣支援事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき申請します。

記

1. 補助金申請額

（変更前）

（変更後）

2. 変更（中止・廃止）の理由

3. 変更の内容

様式第4号（第7条関係）

文 書 番 号  
令和 年 月 日

様

島根県知事 ○ ○ ○ ○

島根県再生可能エネルギー講師派遣支援事業費補助金  
変更承認（不承認）決定通知書

令和 年 月 日付けで変更承認申請のあった講師派遣支援事業費補助金  
について、下記のとおり変更（中止・廃止）を承認（不承認）します。

記

研修会等の名称	
日 時	令和 年 月 日（ ） 時 分～ 時 分
会 場	施設名称：
	住 所：
講 師 等 氏 名	
補 助 金 額	講 師 謝 金： 円
	旅 費： 円
	使用料及び賃借料： 円
(不承認理由)	



様式第5号（第8条関係）

文 書 番 号  
令和 年 月 日

島根県知事 様

住 所

氏 名

（団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

島根県再生可能エネルギー講師派遣支援事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付けで 第 号で派遣支援決定通知のあった島根県再生可能エネルギー講師派遣支援事業費補助金について、下記のとおりその実績を報告します。

記

研修会等の名称			
支 援 日 時	令和 年 月 日 ( )	時 分	時 分
会 場	施設名称：		
	住 所：		
研修会等の内容			
研修会等の成果 及 び 評 価	(今回の研修会等が再生可能エネルギーの導入にどう貢献したか、成果目標の達成状況、目標が達成されなかった場合の原因分析及び今後の改善策を記載すること)		
講 師 等 氏 名			
補 助 対 象 経 費	講師謝金：	円	旅 費： 円
	使用料及び賃借料：	円	合 計： 円
備 考			

※支払ったことを確認できる書類（支出証拠書、領収書等）を添付して下さい。

※パンフレット等参考となる資料があれば添付して下さい。

様式第6号（第8条関係）

文 書 番 号  
令和 年 月 日

島 根 県 知 事 様

住 所  
氏 名  
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

島根県再生可能エネルギー講師派遣支援事業費補助金に係る消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあつた上記事業について、島根県再生可能エネルギー講師派遣支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助金確定額	円
補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 (A)	円
消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 (B)	円
補助金返還相当額 (B) - (A)	円

※積算資料を添付すること。